

平成27年4月1日

取引業者 各位

学校法人君が淵学園
崇城大学 学長 中山 峰 男

崇城大学との取引における誓約書の提出について（依頼）

平素は本学の教育研究活動に関わる物品・役務等の調達にご高配を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の報道等によりご承知のことと存じますが、大学等研究機関において研究費の不正使用事案が後を絶たないことを受け、平成26年2月18日付け文部科学大臣決定として「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が改正されました。

ガイドラインの中では、取引業者に対して不正な取引に関与しない旨を定めた誓約書等の提出を求めることとされております。

つきましては、科学研究費助成事業における取引業者の皆様にも、別紙「誓約書」の提出をお願いすることといたしましたので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本学の発注に際しましては、今後は誓約書をご提出いただいた取引業者のみに限定していく予定であることを申し添えます。

記

1. 誓約書の提出を求める対象範囲

原則、本学と取引を行うすべての業者とします。（ただし、下記の者を除く。）

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- (2) 学校法人
- (3) 国際組織、外国企業等
- (4) 電気、ガス、水道、電話、郵便事業者等
- (5) 弁護士、特許・税理士事務所等
- (6) 商取引の相手方ではない個人
- (7) その他、本学が提出の必要がないと判断したもの

2. 誓約書様式

別紙様式のとおり

3. 誓約書の提出方法及び提出先

- (1) 提出方法：持参又は郵送
- (2) 提出先：崇城大学 地域共創センター（情報学部棟1階）

4. その他

誓約書の提出依頼にあたっては、不正取引（不正行為）防止対策の一環として、以下の情報を本学ホームページで公開し周知します。

- (1) 崇城大学 公的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為の防止に関する規程
- (2) 崇城大学物品購入等に関する取引停止等の取扱要領

5. 本件に関する照会先

崇城大学 地域共創センター
〒860-0082 熊本市西区池田4丁目22番1号
e-mail : ken-sien@ofc.sojo-u.ac.jp

6. 適用開始

平成27年4月1日より適用するものとします。

以上